

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇ 告 示 建設業者の登録
海区漁業調整委員会の知事選任委員
土地改良区の定款変更認可
豚コレラ予防注射の実施
昭和十五年三月鳥取県告示第百二十四号（河川法を準用する河川区域）の一部改正
昭和二十四年三月鳥取県告示第百八十九号（河川法を準用する河川区域）の一部改正
- ◇ 開拓地集乳所設置事業補助金交付要綱
昭和三十五年九月定例県議会で議決された昭和三十五年鳥取県歳入歳出追加更生予算等
- ◇ 地方臨時種畜検査の実施
- ◇ 教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇ 公 告 映写技術者試験の合格者
児童福祉法による被返還者不明の金品について

告 示

鳥取県告示第四百九十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録申請に基づき、同法第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十五年十月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名称	主たる営業所所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (第)第六八六号	昭三五、九、七	加賀田建設	八頭郡用瀬町安藏	加賀田重夫
〃〃〃六八七〃〃	〃〃〃	日本開発ボーリング(株)	鳥取市寺町四二	金田 巖
〃〃〃六八八〃〃	〃〃〃	森本組	倉吉市中河原	森本 肇
〃〃〃六八九〃〃	九、一〇	山本建設	東伯郡東郷町大字白石	山本 博
〃〃〃六九〇〃〃	〃〃〃	徳田工務所	鳥取市榎原七九八	徳田 忠治
〃〃〃六九一〃〃	九、一九	(有)山本組	倉吉市上井	山本 満穂
〃〃〃六九二〃〃	〃〃〃	渡根建設(株)	岩美郡岩美町岩井五二〇	朝野 繁
〃〃〃六九三〃〃	九、一三	川口組	八頭郡河原町佐貫	川口 甚吉
〃〃〃六九四〃〃	九、一九	山根建設	鳥取市円通寺二七四の一	山根 為造
〃〃〃六九五〃〃	九、二七	田中建設	〃〃〃 細見二〇五	田中 良一
〃〃〃六七九〃〃	九、二九	(有)松本建設組	境港市小篠津町七八三	松本 静夫
〃〃〃七三〇〃〃	〃〃〃	松木建設(株)	日野郡日野町大字根雨	松本条次郎
〃〃〃一四〇〃〃	九、五	泊建設	東伯郡泊村大字泊	米村 定雄
〃〃〃五二〇〃〃	七、二三	興和プロック(株)	鳥取市東品治町一区	大岩 貞雄
〃〃〃一八一〃〃	九、五	鳥取建設(株)	〃〃〃	米村芳次郎
〃〃〃五二二〃〃	〃〃〃	美保土木機械企業組合	米子市角監町三丁目	須永 芳明
〃〃〃三九九〃〃	九、二	平和建設(有)	鳥取市今町一丁目	田中 政雄

〃〃〃一八七〃〃	〃〃〃	九、二〇	原田組	米子市灘町三丁目	原田 賢一
〃〃〃四四二〃〃	〃〃〃	〃〃〃	中島工業	鳥取市元鑄物師町八二の三	中島 石雄
〃〃〃一八五〃〃	〃〃〃	九、一六	米子電業(株)	米子市錦町一丁目一	安部 寛治
〃〃〃二〇四〃〃	〃〃〃	九、二	山田組	鳥取市西品治町	山田 藤一
〃〃〃三五四〃〃	〃〃〃	九、二一	長谷川隆造商店	倉吉市河原町	長谷川 博
〃〃〃五二三〃〃	〃〃〃	九、二六	共栄組	東伯郡大栄町島	山崎 重平

鳥取県告示第四百九十一号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八十五条第三項第二号の規定により、鳥取海区漁業調整委員会

区 分 住 所 氏 名 選任年月日

学識経験委員 境港市明治町 和田 富士一 昭和三五、八、一二

〃〃〃 岩美郡岩美町大字網代 博田 義雄 〃〃〃

公益代表委員 西伯郡名和町大字東坪 木下 昇 〃〃〃

鳥取県告示第四百九十二号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、今在家土地改良区の定款変更を、

昭和三十五年十月十二日認可した。
昭和三十五年十月十八日 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百九十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十五年十月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範圍

豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法

豚コレラ予防液皮下注射

別表

実施期日 実施区域

実施場所

十月二十五日

岩美郡岩美町

各豚舎巡回注射

二十六日	国府町
二十七日	鳥取市
二十八日	鳥取市
二十九日	鳥取市

鳥取県告示第四百九十四号

昭和十五年三月鳥取県告示第八十九号（河川法を準用する河川区域）の一部を次のように改正し、昭和三十五年十月十八日から施行する。

昭和三十五年十月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

落折川	
左岸	自 八頭郡池田村大字小舟字赤淵
右岸	至 八頭郡池田村大字小舟字久ソキ

落折川	
左岸	自 八頭郡若桜町大字落折字大道端
右岸	至 八頭郡若桜町大字落折字家廻り

鳥取県告示第四百九十五号

昭和二十四年三月鳥取県告示第二百二十四号（河川法を

に改める。

赤波川 右岸 同 大村大字赤波字堂上 同

赤波川 左岸 同 一ノ井手何 同

赤波川 右岸 同 用瀬町大字赤波字荒神の前一四〇三ノ一番地 同

赤波川 左岸 同 貝市一四一五番地 同

を 改める。

鳥取県告示第四百九十六号

開拓地集乳所設置事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十五年十月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

開拓地集乳所設置事業補助金交付要綱

準用する河川区域）の一部を次のように改正し、昭和三十五年十月十八日から施行する。

昭和三十五年十月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大村大字鷹狩千代川合流点

千代川合流点

千代川合流点

（趣旨）

第一条 県は、開拓地における酪農経営の合理化の促進を図ることを目的として、開拓者団体が行なう集乳所設置事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に關しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十

二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 前条において「集乳所設置事業」とは、次の各号に掲げる要件を満たす集乳所を設置する事業をいう。
一 建坪三十三平方メートル以上であること。
二 牛乳冷却設備及び検乳設備を有するものであること。

三 交通の便利な場所に設置するものであること。

(補助事業者の範囲)

第三条 この要綱による補助金の交付を受けることのできる開拓者団体は、次の各号の要件を満たしている開拓者団体とする。

一 別表に定める区域内の開拓者が組織する団体であつて、その営農目標か、酪農を主体とするものであること。

二 前号の団体で地区内において取り扱う集乳日量が二七五キログラム以上で、将来その集乳日量が急速

に増加する見込みのあるものであること。

(補助率)

第四条 補助金の額は、総事業費の二分の一以内とする。

(補助金の交付の申請)

第五条 規則第五条第一号及び第二号の規定による事業計画書及び収支予算書は、それぞれ第一号様式及び第二号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書の提出期限は、昭和三十五年十月二十日とする。

(実績報告書)

第六条 規則第十八条の規定による実績報告書は、第三号様式のとおりとする。

2 実績報告書は、補助事業が完了した日から三十日以内に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十五年度分の補助金に適用する。

別表

補助の対象となる区域
東伯郡のうち関金町、大栄町及び東伯町
倉吉市
西伯郡のうち中山町、名和町、大山町、伯仙町及び岸本町
日野郡のうち溝口町及び江府町

第一号様式

昭和 年度開拓地集乳所設置事業計画書

1. 主管理団体名
 2. 関係団体名
 3. 設置場所
 4. 事業の目的
 5. 運営要領
 6. 施設計画の概要
- (イ) 建物 平方米 建築様式 構造
- (ロ) 附属設備

イ 平面図及び地区概況図

第二号様式

昭和 年度開拓地集乳所設置事業収支予算書

1. 収入

区分	予算額	算出基礎	摘要
県補助金	円		
組合負担金			
合計			

2. 支出

区分	予算額	算出基礎	摘要
材料費	円		
設備費			
労務費			
雑費			
合計			

第三号様式

昭和 年 月 日 住所

氏 名 (印) (団体代表者氏名(印))

鳥取県知事 殿

昭和 年度開拓地集乳所設置事業実績報告書

昭和 年 月 日鳥取県 第 号で補

助金交付決定通知があつた標記事業について、事業を
実施したので規則第十八条の規定により報告します。

記

添付書類

- 1. 事業実績書
- 2. 収支精算書

(注) この関係の様式は、それぞれ第二号及び第三号
様式に準ずるものとする。

鳥取県告示第四百九十七号

昭和三十五年九月定例県議会で十月八日議決された昭
和三十五年度鳥取県歳入歳出追加更正予算、昭和三十
五年特別会計用品調達事業費歳出更正予算、昭和三十
五年特別会計中央病院事業費歳出更正予算、昭和三十
五年度鳥取県営電気事業会計追加予算は次のとおりである。

昭和三十五年十月十八日

電 賀 賀 氏 事 石 敏 二 郎

昭和35年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

歳 入

款 項 科 目	全回追加(更 正)予算 千円
3 地方交付税	39,079
4 公企業及財産収入	1,710
5 分担金及負担金	15,619
2 負担金	15,619

款 項 科 目	全回追加(更 正)予算 千円	款 項 科 目	全回追加(更 正)予算 千円
6 使用料及手数料	2,334	1 議会費	342
1 使用料	110	1 県会議費	342
2 手数料	2,224	2 県庁費	1,888
7 国庫支出金	62,645	1 県職員費	1,899
1 国庫負担金	2,280	4 東京事務所費	△ 211
2 国庫補助金	54,172	3 警察消防費	1,368
3 委託金	6,193	2 警察職員費	1,368
8 寄附金	6,455	4 土木費	60,760
1 寄附金	6,455	1 道路橋梁費	16,356
11 雑収入	8,083	2 河川川費	5,098
5 物品売払代金	1,673	3 港湾費	9,006
6 雑収入	6,410	4 砂防費	6,500
12 県債	12,000	5 都市計画費	14,061
1 県債	12,000	6 災害復旧費	1,088
歳入合計	147,925	7 建築費	7,677
歳入合計	147,925	8 土木諸費	994
歳出		5 教育費	470
歳出		1 教育委員会費	36

6	図書館費	70	2	農業改良費	1,032
8	社会教育費	222	3	林業費	471
10	義務教育振興費	48	4	水産業費	54,856
13	教育諸費	94	5	畜産業費	1,281
	社会及労働施設費	2,823	6	畜産業費	2,359
1	生活保護費	360	7	商工業費	1,555
2	社会福祉費	884	9	農地開拓事業費	941
4	婦人児童福祉費	421	10	耕地事業費	243
5	国民健康保険費	200	9	財産費	—
7	労政費	958	1	財産管理費	—
8	職業安定費	—	2	県庁舎建設費	—
7	保健衛生費	6,244	10	統計調査費	2,970
1	保健所費	△ 111	1	統計調査費	2,970
2	予防衛生費	3,785	11	選挙費	260
4	衛生研究所費	△ 12	2	公明選挙費	260
7	衛生諸費	2,582	13	諸支出金	3,234
8	産業経済費	67,766	2	徴税費	△ 355
1	農政費	5,028	4	県政企画調査費	280

5	中海日野川総合開発調査費	2,561	1	病院費	—
6	広域活動費	278			
7	渉外諸費	470			
	歳出合計	147,925			
昭和35年度特別会計用品調達事業費歳出更正予算					
	歳出				
1	用品調達事業費	—	1	資本的支出	5,012
	用品調達事業費	—	2	建設準備勘定	1,790
	歳出合計	—	3	水力発電設備	3,222
昭和35年度特別会計県立中央病院事業費歳出更正予算					
	歳出				
1	県立病院費	—			

今回追加(更
正)予算(更
加)額
千円

今回追加(更
正)予算(更
加)額
千円

鳥取県告示第四百九十八号

地方臨時種畜検査を次のように実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により告示する。

昭和三十五年十月十八日

鳥取県知事 石 破 二郎

第一次 第二次 検査の場所 家畜の種類

十一月七日 十一月十日 九、三〇時
 〃 八日 〃 十一日 九時
 〃 九日 〃 十二日 九、三〇時
 〃 十一日 〃 十四日 九時
 〃 十二日 〃 十五日 〃

米子市勝田町 米子家畜市場
 日野郡日野町 根雨
 倉吉市東町 倉吉
 気高郡気高町 浜村
 八頭郡船岡町 船岡

和牛、豚、緬羊及び山羊

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十九号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十五年十月十八日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

一日時 昭和三十五年十月十八日午前十一時

二 場所 鳥取県教育委員会会議室

三 議題

- 1 市町村教育長の承認について
- 2 その他

公 告

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十四条第三項の規定に基づき、昭和三十五年九月十二日及び九月十三日に実施した映写技術者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十五年十月十八日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

谷口 勝美	齊藤 洋司	外垣 正明
菊井 豊文	伊木 輝行	小柴 勇
岸本 弘久	佐々木 威	森 至
湯谷 博	塩田 明俊	松本 哲
堀江伊八郎	佐伯 秀義	井土本和生

次の金品は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十六号）第三十三条により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品について返還請求権を有

する者は、公告の日から一年以内に申し出られたい。
 昭和三十五年十月十八日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

金品の名称	種類	数量	量	形	状	児童が金品を所持するにいたつた事由
現金			九〇円	一五〇円貨	四一	窃取先不明、鳥取警察署長からの通告による。
現金			四〇〇円	一〇〇円紙幣	四	昭和三十五年八月五日鳥取市大丸百貨店において婦人より六〇〇円を窃取、うち二〇〇円を消費した残額
現金			二、七七五円	五〇〇円紙幣 一〇〇円紙幣 一〇〇円貨 五円貨	三六七四	窃取したもの、鳥取警察署長からの通告による
時計	男物腕時計	一		個セイコー十型 十七石入		昭和三十五年六月（日不詳）の正午頃米子市西町錦公園内ポート乗場付近の桜の木に掛けてあつた所有者不明の男物腕時計を窃取したもの